

○西都市水道事業料金審議会条例

昭和51年7月1日

西都市条例第19号

改正 平成18年3月23日条例第6号

(設置及び所掌事項)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の水道料金の額について審議するため、西都市水道事業料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 市長は、水道事業料金の額を改定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、その委員は、西都市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問にかかわる審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に行われる審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(一部改正〔平成18年条例6号〕)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。